

広島県告示第九百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十三年十月十三日認可した。

平成二十三年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八―八一

二 免許番号

内水共第三十号、内水共第三十一号及び内水共第三十二号

三 変更の内容

第七条第一項の表うなぎ、ふな、こい、ますの項中「1口500円」を「1口1,000円」に、「1年1,500円」を「1年3,000円」に改める。